

第7節 養護教諭の普通免許状

I 大学等における養成による免許状の取得（免許法別表第2関係）

大学又は養護教諭養成機関において、単位を修得し免許状を取得するためには、次の表の基礎資格と養護教諭の認定課程における単位修得が必要である。

1 基礎資格及び最低修得単位数一覧表（免許法別表第2）

所要資格		基 础 資 格	大学又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において修得することを必要とする最低単位数				
免許状の種類	養護に関する科目		教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育実践に関する科目	大学が独自に設定する科目	
養 護 教 諭	専修免許状	修士の学位を有すること。 (※1)	28	8	6	7	31
		イ 学士の学位を有すること。	28	8	6	7	7
	一種免許状	ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。	4	8			
		ハ 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。	12	10			
	二種免許状	イ 短期大学士の学位を有すること又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。	24	5	3	6	4
		ロ 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。					
		ハ 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により免許を受けていること。					

(※1) 大学（短期大学を除く。）の専攻科又は大学院に1年以上在学し、30単位以上修得した場合を含む。（法別表1備考第2号）

- [注] 1 免許状を取得するためには、日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作各2単位を修得していることを要する。（施行規則第66条の6）
 2 一種免許状のロの項又ハの項の規定により一種免許状の授与を受けた者が、この表の規定により専修免許状を取得しようとする場合は、養護に関する科目28単位、教

育の基礎的理解に関する科目 8 単位、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 6 単位、教育実践に関する科目 7 単位及び大学が独自に設定する科目 7 単位は修得したものとみなす。(免許法別表第 2 備考第 3 号)

- 3 養護教諭の一種免許状又は二種免許状を有する者が、この表の規定により専修免許状又は一種免許状を取得しようとする場合は、一種免許状又は二種免許状に係る最低修得単位数は既に修得したものとみなす。(施行規則第 10 条の 2 第 1 項)

2 単位の修得方法

(1) 養護に関する科目 (施行規則第 9 条)

科 目	専 修 免 許 状	最低修得単位数			
		一 種 免 許 状		二 種 免 許 状	
		イ	ロ	ハ	イ
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	4	4		2	2
学校保健	2	2		1	
養護概説	2	2		1	
栄養学（食品学を含む。）	2	2		2	2
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2			2
解剖学・生理学	2	2			2
「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2			2
精神保健	2	2			2
看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	10	10			10

- [注] 1 「 」内の科目については、1 以上の科目について修得すること。(施行規則第 4 条第 1 項の表備考第 4 号)
2 一種免許状のロの項又ハの項に該当するものは、最低修得単位数を超える単位については、養護に関する科目の中から任意に修得すること。
3 一種免許状のロの項に該当するものは、衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）、学校保健、養護概説及び栄養学（食品学を含む。）の内容について、合わせて 3 単位以上修得すること。(施行規則第 9 条の表備考第 7 号)

(2) 教育の基礎的理解に関する科目、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目（以下、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）
 （施行規則第9条）

科 目	左項の各科目に含めることが必要な事項	最低修得単位数				
		専修免許状	一種免許状			二種免許状
			イ	ロ	ハ	イ
教育の基礎的理解に関する科目 （※1）	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8	8	2	2	5
	教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。）					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程					
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解					
	教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）					
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容	6	6			3
	教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）					
	生徒指導の理論及び方法					
	教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法					
教育実践に関する科目	養護実習 （※2）	5	5	2	2	4
	教職実践演習 （※3）	2	2			2

[注] 1 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目にあっては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第4号）

2 教育の基礎的理解に関する科目又は道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目の単位は、教育の基礎的理解に関する科目は6単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目は8単位（二種免許状の授与を受ける場合は4単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目的単位を充てることができる。（施行規則第9条の表備考第5号）

（※1）ア 教育の基礎的理解に関する科目（特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解に係る部分に限る。）は1単位以上修得すること。（施行規則第2条

第1項の表備考第3号)

イ 一種免許状のロの項又はハの項に該当するものは、教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程並びに特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解のうち1以上の科目について2単位以上修得すること。(施行規則第9条の表備考第7号及び第8号)

(※2) ア 養護実習に係る事前及び事後の指導の1単位を含むこと。(施行規則第2条第1項の表備考第7号)

イ 2単位まで、学校体験活動(学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。)の単位を含むことができる。

この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目的単位を充てることができない。(施行規則第2条第1項の表備考第8号)

ウ 一種免許状のロの項又はハの項に該当するものは、養護実習について2単位以上を修得すること。(施行規則第9条の表備考第7号及び第8号)

養護教諭又は養護助教諭として1年以上良好な成績で勤務した者については、経験年数1年について1単位の割合で、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等(養護実習を除く。)の単位をもって、これに替えることができる。(施行規則第9条の表備考第3号)

(※3) 平成25年3月31日までに、総合演習の単位を修得した者は、教職実践演習の単位を修得することを要しない。(平成22年4月1日以後に大学等に入学した者は除く。)(19年改正法施行規則〔平成20年文部科学省令第34号〕附則第3条)

[注] 一種免許状のロの項又ハの項に該当するものは、最低修得単位数を超える単位については、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の中から任意に修得すること。

(3) 大学が独自に設定する科目

最低修得単位数		
専修免許状	一種免許状イ	二種免許状イ
31	7	4

[注] 1 専修免許状に必要とされる31単位のうち24単位については、大学院、大学の専攻科等で修得することとし、(1)に掲げる「養護に関する科目」又は(2)に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」について修得すること。(免許法別表第2備考第2号、施行規則第9条の表第6項)

2 一種免許状又は二種免許状を取得する場合は、(1)に掲げる「養護に関する科目」又は(2)に掲げる「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目」若しくは大学が加えるこれらに準ずる科目について修得すること。(施行規則第9条の表第6項)

II 教育職員検定による上位の免許状の取得（免許法別表第6関係）

免許状取得後、更に上位の免許状を取得する場合、養護教員として所定の期間良好な成績で勤務した者については、勤務年数に応じ、大学等で修得すべき単位が遞減する。
勤務年数による修得単位数の遞減は、次のとおりである。

1 養護教諭二種免許状

(1) 養護助教諭臨時免許状を基礎に養護教諭二種免許状を取得する場合

ア 勤務年数による最低修得単位数遞減表（免許法別表第6、別表第3備考第7号）

養護助教諭臨時免許状を取得した後、養護教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 6	7	8	9	10以上
養護助教諭臨時免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 30	25	20	15	10

- [注] 1 育児休業、休職及び病気休暇等の期間は、在職年数に含まない。
 2 非常勤の期間の在職年数の算定は、週20時間を満度とし、週に担当する授業時数との割合により按分する。
 (例) 週10時間担当する非常勤講師の場合 $1\text{年} \times \text{週}10\text{時間} / 20\text{時間} = 0.5\text{年}$
 3 単位は、大学（二種免許状を取得する場合は短期大学を含む。）、認定講習又は公開講座等で修得したものであること。（免許法別表第3備考第6号）
 4 単位の修得時期は、臨時免許状を取得した後であること。

イ 最低修得単位数配分表（施行規則第17条、県教委規則第5条別表第3）

総 单 位 数		30	25	20	15	10
最低修得単位の配分	最 低 修 得 单 位 数	14	12	9	7	5
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1	1			
	学校保健					
	養護概説					
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	1	1			
	栄養学（食品学を含む。）	1	1			
	解剖学・生理学	1	1			
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	1	1			
	精神保健	1	1			
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	5	5	3	2	2
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最 低 修 得 单 位 数	8	7	5	4	3
最低修得単位の配分	教育の基礎的理解に関する科目	3	3	1	1	
	道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	1			
大学が独自に設定する科目	最 低 修 得 单 位 数	2	2	1	1	1

[注] 1 「 」内の教科については、1以上の教科について修得すること。

- 2 「大学が独自に設定する科目」については、**I・2・(3)**大学が独自に設定する科目 [注] 2の修得方法によること。
- 3 総単位数に不足する単位数については、「養護に関する科目」、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」又は「大学が独自に設定する科目」の中から任意に修得すること。
- 4 養護教諭・栄養教諭の教諭の基礎的理解に関する科目等の各科目は、養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の各科目に含めることが必要な事項を1以上含むこと。**(I・2・(2) 養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等参照)**

(2) 看護師免許等を受けている者が養護教諭二種免許状を取得する場合

養護助教諭の臨時免許状を有する者が、保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を有するもの又は高等学校を卒業し、同法第8条の規定により准看護師の免許を有するものであるときは、次のとおりである。(免許法別表第6備考第2号、29年改正法附則第18項)

在職年数及び最低修得単位数配分表（県教委規則第5条別表第3）

基礎資格		看護師 免許所有者	准看護師 免許所有者
最低在職年数		0年	3年
総単位数		10	10
養護に関する科目	最低修得単位数	4	6
	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）		1
	学校保健		1
	養護概説		
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		
	栄養学（食品学を含む。）		1
	解剖学・生理学		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		
	精神保健		
	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）		
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位数	3	2
	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	2
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	2

[注] 1 **II・1・(1)・ア**養護助教諭臨時免許状を基礎に二種免許状を取得する場合の [注] 1～4に同じ。

- 2 教育の基礎的理解に関する科目は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち1以上の事項を含むこと。
(県教委規則第5条別表第3備考第6号)

2 養護教諭一種免許状

(1) 短期大学卒業者等が養護教諭一種免許状を取得する場合

ア 在職年数による最低修得単位数遞減表（免許法別表第6、別表第3備考第7号）

養護教諭二種免許状を取得した後、養護教員として良好な成績で勤務した在職年数	年 3	4	5以上
養護教諭二種免許状を取得した後、大学等において修得することを要する最低単位数	単位 20	15	10

[注] 1 II・1・(1)・ア 養護助教諭臨時免許状を基礎に二種免許状を取得する場合の

[注] 1～3に同じ。

2 単位の修得時期は、二種免許状を取得した後であること。

イ 最低修得単位数配分表（施行規則第17条、県教委規則第5条別表第3）

総 単 位 数		20	15	10
養護に関する科目	最低修得単位数	8	6	4
	衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	1		
	学校保健			
	養護概説			
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法			
	栄養学（食品学を含む。）			
	解剖学・生理学			
	「微生物学、免疫学、薬理概論」			
	精神保健			
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	看護学（臨床実習及び救急処置を含む。）	2	2	1
	最低修得単位数	6	5	3
大学が独自に設定する科目	最低修得単位の配分	教育の基礎的理解に関する科目	2	1
		道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目	1	
最低修得単位数		2	2	1

[注] 1 II・1・(1)・イ 養護教諭二種免許状を取得する場合の最低修得単位数配分表

[注] 1～4に同じ。

(2) 大学に3年以上在学した者等が養護教諭一種免許状を取得する場合

次の基礎資格を有する者は、次表の単位を修得することにより、一種免許状を取得することができる。(施行規則第17条第1項の表備考、免許法別表第6備考第1号)

基礎資格	ア 大学に3年以上在学し、かつ、93単位以上修得したもの若しくは大学に2年以上及び大学の専攻科に1年以上在学し、かつ、93単位以上修得したもの又は旧国立養護教諭養成所を卒業したもの
	イ 免許法別表第2の二種免許状の口の規定により授与された二種免許状(保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けている場合に授与された二種免許状)を有するもの

最低修得単位数配分表（施行規則第12条、県教委規則第5条別表第3）

基礎資格		ア	イ
	最低在職年数	1	1
	総単位数	10	10
	最低修得単位数	4	4
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)		3
	学校保健		
	養護概説		
	栄養学(食品学を含む。)		
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		
	解剖学・生理学		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		
	精神保健		
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	1	
	最低修得単位数	3	3
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	最低修得単位の配分	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	2
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解	
大学が独自に設定する科目		最低修得単位数	2

[注] 1 II・2・(1)・ア 短期大学卒業者が一種免許状を取得する場合の [注] 1～2に同じ。

2 教育の基礎的理解に関する科目は、「教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想」、「幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程」及び「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」のうち1以上の事項を含むこと。
(県教委規則第5条別表第3備考第6号)

3 養護教諭専修免許状

勤務年数による最低修得単位数(免許法別表第6)

養護教諭一種免許状を取得した後、養護教員として良好な成績で勤務した最低在職年数	年 3
養護教諭一種免許状を取得した後、大学院等において修得することを要する最低単位数	単位 15

[注] 修得する単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において、「大学が独自に設定する科目」から修得すること。(免許法別表第3備考第4号、施行規則第17条)